

(参考)

身分証明証（原寸大）

(表面)

身分證明証

No.

下記の者は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第53条第1項により厚生労働大臣の委嘱した労働者派遣事業適正運営協力員であることを証明する。

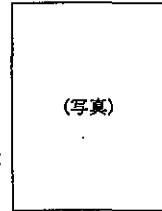
氏名 (年月日生)

任期 年 月 日まで

発行日 年 月 日

所在地 東京都千代田区霞ヶ関1～2～2

発行者 厚生労働省職業安定局長



(裏面)

(注意事項)

- ・この証明書の記載事項の訂正したものは無効とする。
 - ・この証明書の有効期間は表面の任期の終了日までとする。
 - ・この証明書は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
 - ・この証明書を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
 - ・この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき、任期を終了したとき又は退任したときは直ちに返納しなければならない。

(労働者派遣事業適正運営協力員について)

- ・労働者派遣事業適正運営協力員は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する施策に協力して、労働者派遣をする事業主、労働者派遣の役務の提供を受ける者、労働者等の相談に応じ、及びこれらの人に対する専門的な助言を行う。
 - ・労働者派遣事業適正運営協力員は、正当な理由がある場合でなければ、その職務に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。労働者派遣事業適正運営協力員でなくなった後においても、同様とする。